【問2】: 質問が正しければ番号の後に○、誤りなら×を記入し、学習の感想を記載

- 1 【○】地震のデータは著作物でないが、地震のデータをまとめて見易い表とグラフにしたものは著作物となることがある。
- 2 【○】刑法の犯罪にふれるような猥褻写真であっても、著作権が認められることが ある。
- 3 【×】航空写真や人工衛星による写真は著作物である。
- 4 【×】新聞に掲載されている人事異動、死亡、イベントなどのお知らせ記事は著作物である。
- 5 【×】人が絵を描くことを教えたチンパンジーやロボットが書いた絵は、著作物である。
- 6 【×】文化的価値のないものは、著作物にはならず権利主張できない。
- 7 【×】文字や音として、紙や記録媒体に固定(印刷、録音、録画など)されていないものは、著作物にはならない。
- 8 【○】学術論文の「学説」は著作権で保護されることはない。
- 9 【×】写真を真似てその絵を描いた場合、絵の著作権は写真の撮影者にある。
- 10 【×】幼児の描いた絵が著作物として保護されることはない。
- 11 【○】ダンスの振り付けは著作権で保護される。
- 12 【×】創作料理の調理手順は、著作権を主張できる。
- 13 【×】標語、キャッチフレーズは著作物として保護されることはない。
- 14 【×】美術館などで、「写真撮影禁止」の張り紙があったり、コンサートで「録音、録画禁止」(機器の持込み禁止)とされている場合、これに従わないと著作権侵害になる。
- 15 【○】自分で撮影した歌手や俳優の写真を自己のホームページで公開しても、著 作権侵害とならない。
- 16 【×】美術館に展示してあるレンブラントやモネの絵画を自分のカメラで撮影して、その写真を自分のホームページの中に掲載した場合、著作権侵害となる。
- <u>感 想:コメント:</u>Q14 マナーで主催者の要請あり権利侵害とはならない。 Q16 レンブラントやモネの絵画は既に著作権が消滅している。Q8 学説は思想であり「表現したもの」ではない。